

金入り設計図書等の情報提供に係る取扱要領

第1 目的

本要領は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定に基づく情報の提供等について、金入り設計図書等に係る秋田県電子申請・届出サービスを用いたオンラインによる情報提供の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

本要領における用語の定義は次に掲げるとおりとし、1から3までを総称して「金入り設計図書等」という。

1 金抜き設計図書等

- (1) 金抜き設計書（設計書鑑及び本工事費内訳書）
- (2) 特記仕様書及び現場説明書
- (3) 設計図面（平面図、縦断面図等）
- (4) 参考図書（一式当たり内訳書、位置図、数量総括表、市況・見積単価一覧表等）

2 金入り設計書（設計書鑑、本工事内訳書、一式内訳書、単価表、間接費内訳及び入力データリスト）

3 数量計算書（数量総括表以外の計算書及び内訳書）

第3 情報提供の対象

情報提供の対象とする金入り設計図書等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 条例第6条第1項各号に規定する非公開情報が含まれていないこと。
- 2 金抜き設計図書等の閲覧を開始した日の属する月から起算して3月目に当たる月の末日が経過していること。

第4 申出の手續

情報提供を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、秋田県電子申請・届出サービスにより次に掲げる事項を入力して申し出るものとする。

- 1 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体についてはその代表者の氏名
- 2 工事又は委託業務の名称及び工事番号その他情報提供の申出に係る金入り設計図書等を特定するために必要な事項
- 3 その他警務部広報広聴課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）の定める事項

第5 情報提供の方法

1 情報の特定

申出者から情報提供の申出がされたときは、情報公開センターにおいて秋田県電子申請・届出サービスにより申出を受理し、金入り設計図書等を保管・管理している警務部会計課において対象となる情報の特定を行う。

2 情報提供までの期間

申出を受け付けた際の情報提供を行うまでの期間については、条例第10条の規定の

例によるものとし、申出を受け付けた日から起算して15日以内に秋田県電子申請・届出サービスを使用して金入り設計図書等の電磁的記録をアップロードする方法により情報提供を行う。

第6 費用

本要領による金入り設計図書等の情報提供に係る費用は、無料とする。

第7 公開請求との関係

金入り設計図書等については、本要領による情報提供の申出のほか、条例に基づく公開請求を妨げない。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、本要領の施行に関し必要な事項は、情報公開センターが別に定める。